

# 指宿市特産品販路拡大支援事業に係る旅費の取り扱いについて

本補助金を活用し商談会等へ出展する場合、補助金の対象となる商談会など（目的地）までの旅費と、目的地から指宿市までの旅費が補助対象経費となります。出張行程に営業など他の事業が含まれる場合、一部が補助対象外となる場合がありますので、ご注意ください。

また、補助対象経費となる旅費については、対象となる商談会等へ従事する者に限られます。

## 補助対象経費となる旅費

① ……本補助金の対象となる商談会までの旅費

② ……本補助金の対象となる商談会から指宿市までの帰りの旅費

## 補助対象経費とならない旅費

③ ……補助対象事業外の業務で他県を訪れる旅費

④ ……補助対象事業外の業務で訪れていた地から、指宿市までの帰りの旅費

## 本事業に係る出張行程の例

